

古賀市公衆無線 LAN 環境整備委託 仕様書

1. 業務の目的

来庁者や職員の利便性や満足度の向上を目的として、利用者ニーズの高い公衆無線 LAN（以下「無線 LAN」という。）設備の設置・設定を行う。

2. 履行場所

施設名	住所
古賀市役所 本庁舎	古賀市駅東 1 丁目 1-1
リーパスプラザこが（交流館・中央公民館）	古賀市中央 2 丁目 13-1
リーパスプラザこが（図書館）	古賀市中央 2 丁目 13-1
サンコスモ古賀	古賀市庄 205
コスモス館	古賀市青柳 658-1

3. 履行期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4. 業務の内容

（1）現行機器の撤去

- ・表 1 の各施設の既設機器のうち、HGW（ホームゲートウェイ）、PoE インジェクタ、AP（アクセスポイント）の取り外しを行うこと。
- ・取り外した機器は、履行期間中にデジタル推進課へ引き渡すこと。
- ・AP を取り外した位置に新設の AP を設置することも可としているため、穴を塞ぐかどうかの判断は（3）無線 LAN 環境整備の設計により判断して必要に応じて実施すること。

表 1： 各施設の既設機器

施設名	既設機器	現行 AP 数
古賀市役所 本庁舎	ONU-HGW-PoE インジェクタ	2, 3 階 各 2 台
リーパスプラザこが（交流館・中央公民館）	ONU-HGW-PoE インジェクタ	1 階 2 台 3 階 1 台
リーパスプラザこが（図書館）	ONU-HGW-PoE インジェクタ	1 階 2 台 2 階 1 台
サンコスモ古賀	ONU-PoE インジェクタ	1 階 1 台
コスモス館	ONU-PoE インジェクタ	1 台

（2）インターネット接続環境

- ・インターネット用光回線及びプロバイダは本市調達の既設のものを利用すること。
①既設回線は NTT 西日本のフレッツ光回線（1Gbps ベストエフォート）、プロバイダは OCN（動的 IP アドレス）とする。

- ②現在使用している ONU は継続して利用可能とする。
- ・以下のいずれかに該当する場合は回線の新設も可とするが、1 Gbps 以上(ベストエフォート可)の回線を用意し、回線引き込み工事費用及び毎月の通信費も見積もり額に含めること。
 - a)導入機器、サービスとの関係で、既設回線またはプロバイダが利用できない場合
 - b)総合的に勘案し、既設回線及びプロバイダを利用するより安価になる場合

(3) 無線 LAN 環境整備

- ・各施設のフロア図は別紙 2「フロア図」のとおりとし、別紙 2「フロア図」に示す範囲を概ね無線 LAN でカバーできるように機器を配置すること。
- ・各施設の要件は表 2 のとおりとし、以下の点に留意すること。
 - ①各施設の想定 AP 数は参考に提示しており、この台数の設置を義務付けるものではない。
 - ②コスモス館以外は市民と職員が SSID を分けて利用できるように設定し、アクセス制御を必須とする。
 - ③コスモス館は SSID1 つで市民のみが利用できるように設定し、アクセス制御は任意とする。
また、サイネージへの無線通信ができるように AP を設置することとし、サイネージの設定変更は本業務に含まない。
- ・別紙 3「要件定義書」の必須項目を満たす機器を選定し、必要な設定を行うこと。
- ・価格と機能要件で総合的に最善のものを提案するものとし、別紙 3「要件定義書」の任意項目は、すべての項目を満たす必要はない。
なお、候補業者決定後、本市と協議の上、選択した任意項目の要件を満たす機器に必要な設定を行うこと。
- ・既設 AP までの LAN ケーブル、既設ルート内の HUB は継続して利用可能とする。
ただし、作業中に既設の HUB について経年劣化等により交換が必要と判断した場合は、本市に連絡し、本市が提供する HUB に交換すること。
- ・新設の AP 設置箇所までの LAN ケーブル敷設については、候補業者決定後、設計する AP 設置位置を確認したうえで別契約(別事業者を想定)において実施する予定のため、本業務に含まない。
- ・安定稼働とセキュリティに配慮した設計とすること。

表 2： 各施設の無線 LAN 環境整備

施設名	AP 設置予定箇所	想定 AP 数	SSID 数	備考
古賀市役所本庁舎	2 階	2 階 2 台	2 つ	アクセス制御必須
リーパスプラザこが (交流館・中央公民館)	1~3 階 ※2 階新設	1 階 2 台 2, 3 階各 1 台	2 つ	アクセス制御必須
リーパスプラザこが (図書館)	1, 2 階	1 階 2 台 2 階 1 台	2 つ	アクセス制御必須
サンコスモ古賀	1, 2 階 ※2 階新設	1 階 3 台 2 階 1 台	2 つ	アクセス制御必須
コスモス館	1 階	1 台	1 つ	アクセス制御任意 既設サイネージと無線通信

(4) 作業全般について

- ・各施設について施工前に調査を行うこと。
- ・壁面の貫通工事等が必要となる場合には、本業務の範囲内にて対応すること。
- ・既設環境を流用できる場合は可能な限り流用し、費用低減に努めること。
- ・本業務において使用する製品については、関係法令および業務の目的に照らし、必要とされる技術的基準または品質基準を満たしているものとする。
- ・本業務の履行に当たっては、各基準に定められた法令及び関連規則を遵守すること。
- ・個人情報並びに業務によって知り得た情報の機密を保持し、かつ目的外使用はしないこと。
- ・本仕様書に記載のない事項は、本市と協議の上決定する。

(5) 引き渡し及び初期不良対応

- ・引き渡しにあたっては、機能や操作についての説明を担当職員に行うこと。
- ・引き渡し後 3 ヶ月以内に障害が発生した場合には、速やかに調査を行い復旧作業にあたること。

5. 提出書類

(1) 契約後すみやかに提出するもの

- ① 作業スケジュール（メールによる提出）

(2) 業務完了時に提出するもの（納品物）

以下の書類を電子媒体（CD-ROM 等）1枚に入れて提出すること。

- ① 納入機器一覧
- ② 納入機器写真
- ③ 作業写真および完成写真
- ④ 機器設定書（ログインパスワード、フィルタリング設定、ログ出力等）
- ⑤ ネットワーク構成図
- ⑥ 試験成績表

6. 保守対応

(1) 障害切り分け

- ・納品後 5 年間で生じた無線 LAN 通信トラブルについて、障害切り分けの支援を行うこと。
- ・無線 LAN 通信トラブル発生について本市から連絡を受けた後、機器のランプ点灯状況や通信障害の状況をヒアリングし、障害要因の候補及び対応方法案について提示または助言すること。

(2) 5 年間の保守対応

- ・納品後 4 ヶ月目～5 年後までにおける機器不良、設置・設定不良等に伴う無線 LAN 障害が発生した場合の保守対応について企画提案書にて提案すること。

なお、納品後 3 ヶ月以内の保守対応は、4. (5) 初期不良対応にて無償対応するものとする。

- ・保守対応の範囲は、本業務において設置・設定した機器等を対象とする。
- ・常時保守、スポット保守の別は問わない。
- ・スポット保守について障害対応を実施するかどうかは本市と協議の上決定し、本市が保守対応を依頼した場合は速やかに契約締結し、復旧対応を行うこと。

- ・納品後 4 ヶ月目～5 年後までにおける保守対応について、機器保守、作業費等を以下の要件で見込むこと。
①5 年間分の機器ライセンス費用、機器交換対応の物品費用、作業費等を含め、イニシャルコストの上限額範囲内となる場合は、イニシャルコストに含めること。
※機器保守パックのように、機器購入時にセット購入できるものを想定している。
②イニシャルコストの上限額を超える場合または初期導入時に保守パックとして購入できない場合は、ランニングコストとして見積もること。
③機器購入後一定期間内の機器交換対応について、メーカー対応により無償交換が見込まれる場合は、一定期間内の物品費用は 0 円とし、作業費のみを計上すること。
④スポット保守とする場合は、最低年 1 回 1 ヶ所の施設において AP 交換対応となることを想定し、積算すること。

7. 連絡先

〒811-3192 古賀市駅東 1 丁目 1-1

メール : jouhou@city.koga.fukuoka.jp

古賀市役所 デジタル推進課 デジタル政策係 (担当 : 草道)